

年金額改定の仕組み

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 年金額は**毎年4月に改定**される。基本的に、**前年の物価に応じて**年金額は改定される。これは、年金の**実質的な価値を維持するため**である。プラスの場合はプラス改定、マイナスの場合はマイナス改定となる。
- (2) これに加え、**現役世代の賃金の伸びも考慮**される。これは、**年金の原資となる保険料は、現役世代の賃金に応じて納められている**ため、賃金の動向を踏まえなければ、年金財政のバランスがとれないためである。
- (3) 通常の世界経済であれば、現役世代の購買力を維持するために、企業も配慮して賃金の伸びが物価の伸びを上回るように賃金を上げる(**実質賃金がプラス**)。日本でも**平成後半は**賃金が物価の伸びを下回る逆転現象(**実質賃金がマイナス**)が起きているが、戦後の長い経済の中では、賃金が物価を上回っているのが通例であった。この場合には、基本どおり、年金額は物価にあわせて改定されることになる。
- (4) しかしながら、逆転現象が起きている社会経済のもとでは、負担する現役の賃金を実質的に下がっているのに、給付を受け取る年金受給者の年金額だけを増やすわけにはいかない。このため、**賃金が物価より低い場合には、賃金の伸びにあわせて年金額を改定**することになっている。
- (5) 物価がプラスであるのに賃金がマイナスだったり、物価がマイナスだがそれ以上に賃金がマイナスだったりした場合、**令和2年度までは配慮措置として、賃金のマイナスほどはマイナス改定せず、物価のマイナス分だけにマイナスをとどめたり、年金額を据え置く**ことにしている。
- (6) これまでのこうした措置の結果、**賃金の実質的なマイナスが続いてきた現役に比べて、年金額が相対的に高止まりし、現役の負担と年金額のバランスが崩れてしまってきている**。この結果、**将来世代のための原資が減り、将来世代の給付水準も下がってしまっている**。このため、**令和3年度からは、現役の賃金を実質マイナスの場合には、賃金のマイナスに合わせて、年金額もマイナス**することになる。
- (7) このような計算を経た上で、将来世代にもそれなりの水準(所得代替率で50%以上)の年金を残していくために、**年金受給世代には、少子高齢化の影響に応じた分を我慢していただく**ということで、**マクロ経済スライドによる調整**が入る。この結果、**年金額は物価ほどには増えない**ことになる(実質的な年金水準は将来に向けて漸減する)。
- (8) 現実に翌年度の年金額が前年度の額を下回ると生活が厳しくなること

に配慮し、マクロ経済スライドによる調整は、物価も賃金もプラスで、かつ、前年度の名目額を割り込まない範囲でしか行われ~~ない~~。調整できずに残された分は、翌年度以降に経済が改善し、年金額が大きく上昇するときに、そのときのマクロ経済スライドにプラス α して調整される。未調整分が解消されるまで、その翌年度以降も調整を続ける。

(8) なお、65 歳に到達し初めて年金額を決める際（新規裁定時）に使う改定指標は物価ではなく賃金である。物価が賃金より高いときには、新規裁定者と既裁定者（既に年金を受給している者）の改定率は等しくなる。

2 伝える際のポイント

(i) 年金額改定の基本は物価であること

公的年金保険では、年金の実質的価値（前年度と翌年度で同じ購買力の年金とする）を維持するために、前年の物価に応じて4月から年金額を改定することになっている。

物価がプラスの時には年金もプラスとなり（インフレ時）、デフレで物の値段が下がっているときには、物価がマイナスとなるので、年金額もマイナス改定することとなっている。

(ii) 保険料を負担する現役とのバランスを取って年金額改定をすること

社会的な仕送り方式（賦課方式）をとる公的年金保険では、今の高齢者が受け取る年金の原資は、現役の賃金から一定の率（労使折半で 18.3%）で徴収される保険料から得られている。

賃金が増えているときには、現役世代が買えるものの量も増えるので、公的年金保険を通じて、現役が生み出した付加価値の一部を高齢者にも年金額のプラス改定という形で及ぼすことができる。しかし、現役世代の実質賃金が下がり、現役が買えるものの量や質が落ちている局面で、現役世代の負担で成り立っている年金を下げずにその価値を維持することはできない。

そのような状態をずっと続けていけば、年金財政が傷つき、将来世代の年金水準がどんどん低下していってしまう。世代間の支え合い・分かち合いの仕組みである公的年金保険であるから、孫やひ孫世代のために、今の年金受給者にも、現役と一緒に痛みを分かち合って頂く必要がある。

経済成長して、物価が緩やかに上昇し、現役の賃金が物価以上に上昇し

20 年金額改定の仕組み

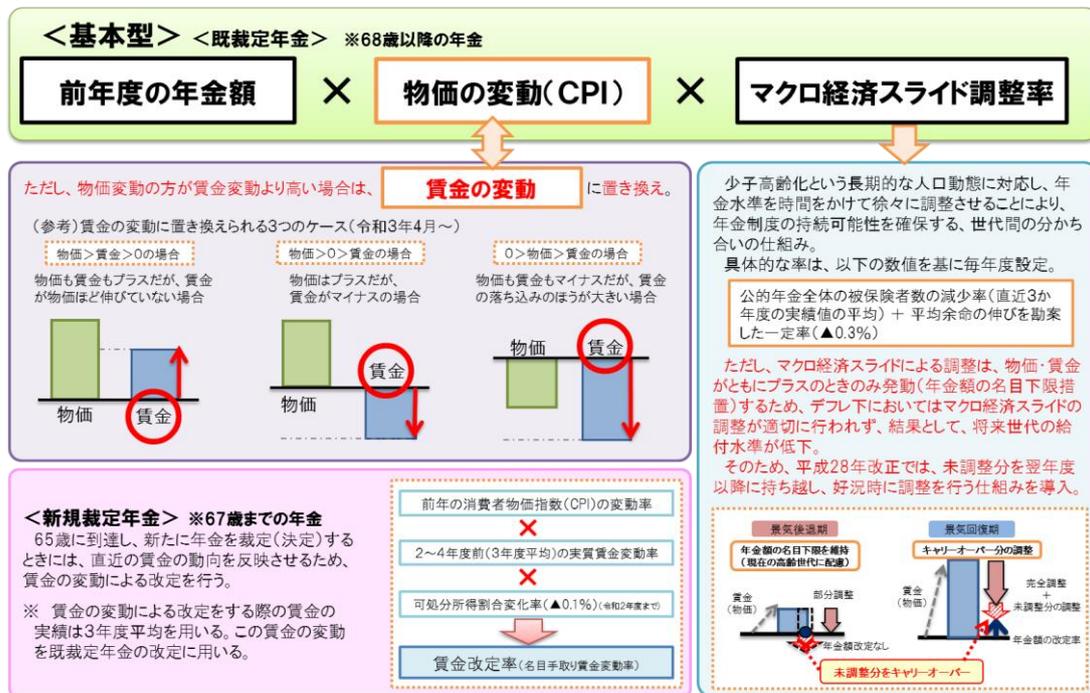
(実質賃金が上昇し)、現役の暮らしが少しでも豊かになり、世代間の支え合い・分かち合いの精神で、その豊かになった一部を年金額の上昇という形で年金受給者にも分かち合えるのが望ましい。そのためにも、**現役世代の賃金が上がっていくことが是非とも必要**である。

他方で、平成後半の日本の現状では、残念ながら賃金は物価ほど上昇せず、現役の暮らしはむしろ厳しくなっている。物価>賃金の状況を、「**実質賃金がマイナス**」の状況という。

このよう状況のときには、**現役と痛みを分かち合ってもらうために、年金受給者の年金額の改定も、物価ではなく、賃金が下がった状況に応じてマイナス改定**することになっている。

年金額の改定(スライド)の基本ルール

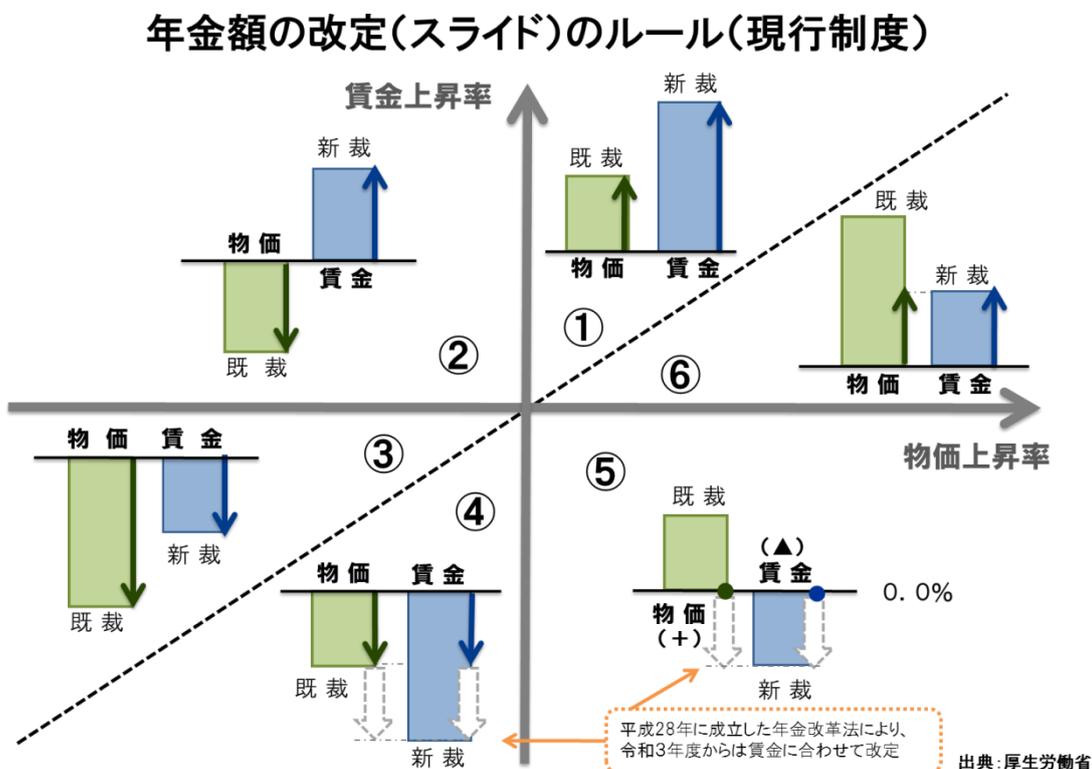
出典：厚生労働省



なお、このルールは、近年のデフレ下で賃金が下がっていることを踏まえてのルール変更であり、**令和3年度から**スタートする。**令和2年度までは年金受給者に対する配慮措置**として、賃金のマイナスほどは年金額の改定はマイナスせず、

- ①物価がマイナスで、賃金がそれよりマイナスの場合でも、物価のマイナス分しか年金額に反映しない
- ②物価がプラスで、賃金がマイナスの場合、物価によるプラス改定もせず、

賃金によるマイナス改定もせず、ゼロ改定、すなわち、前年度の年金額を据え置きとすることになっている。



(iii) 一定期間マクロ経済スライドによる調整が加わること

平成 16 (2004) 年の改正で、現役負担が重くなり過ぎないようにするために、保険料の上限を定めた。このため、公的年金保険制度は、保険料により得られる収入の範囲内で給付を自動調整する仕組みを入れることにした。この自動調整の仕組みを「マクロ経済スライド」という。

マクロ経済スライドでは、今後の少子化や長寿化の進展を織り込んで、負担する現役の減少と長寿化により年金を受給する期間が伸びる分、実質的な年金水準を将来にわたって徐々に下げていくことにしている。

また、保険料によって得られる将来(概ね 100 年)にわたっての収入総額が決まったため、公的年金保険制度では、給付水準をどう考えていくかは、この概ね 100 年間にわたるこの収入総額を、今と近い将来の年金受給世代と、その孫やひ孫との間で、どのように分配していくかという問題になっている。今の受給世代が少しでも我慢していけば、孫・ひ孫の世代に

より多くの原資を残せ、今の年金受給世代が先に使ってしまい、いわば「先食い」してしまえば、孫・ひ孫の世代には十分な原資を残せないことになる。

このことを一本の羊羹に例えて説明する人もいる。つまり、多世代にわたって使える年金原資は大きな一本の羊羹であり、その羊羹に切り込みをいれて、今の高齢者と将来の子どもたち（将来の高齢者）が分け合う姿である。今の高齢者に多く年金を払うように切り込みを入れれば、将来の孫・ひ孫のための羊羹は少なくなる。逆に、今の高齢者が少しでも我慢してもらえるように切り込みを入れられれば、将来の孫・ひ孫のための羊羹を多く残せる。

この多世代にわたる給付のバランス調整のため（羊羹にどう切り込みを入れるか）に使われるのが「マクロ経済スライド」である。

マクロ経済スライドの調整率は、長寿化の影響として既に毎年度調整することが決められている▲0.3%と、公的年金保険（国民年金＋厚生年金保険）の被保険者数の減少割合を掛け合わせて計算する。この調整率を毎年度4月に行われる年金改定に織り込んで（物価や賃金に応じて改定した額に更にマクロ経済スライドを掛けて）、年金額が改定されるルールとなっている。

マクロ経済スライド

出典：厚生労働省

意義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年改正において、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、現役世代の過重な負担を回避し、年金制度の長期的な持続可能性と国民の信頼を確保するため、保険料の上限を固定し、長期的に給付を調整するマクロ経済スライドを導入（年金財政のフレームワーク）。 ○ マクロ経済スライドは、現在の受給世代と、将来の受給世代の給付のバランスを調整するものであり、これを適切に発動することが、将来世代の給付水準の確保に不可欠。
具体的な調整率・調整期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平均余命の伸長の影響（▲0.3%）× 公的年金被保険者数減少の影響（過去3年度平均で毎年設定） ○ 実際に発動をしたのは平成27年度（▲0.9%）、令和元年度（▲0.2%（H30年度キャリアオーバー分▲0.3%を含めると▲0.5%））。 ○ 2014年（H26年）の財政検証の結果、基礎年金のマクロ経済スライド調整終了時期は2043年～2044年（約30年後）。
保障措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の年金の名目額を下回らないようにする（名目下限措置） <ul style="list-style-type: none"> ⇒物価・賃金変動率がプラスの場合のみマクロ経済スライドを発動。 ⇒例えば、物価変動率が0.2%、マクロ経済スライド調整率が▲0.3%の場合、調整は0.2%分のみとして、年金額の改定率は0.0%となる。
影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 物価・賃金の上昇という経済成長の果実の全てを年金額に反映させるのではないため、所得代替率*が緩やかに調整される。
高齢者への影響	<ul style="list-style-type: none"> ※所得代替率は、現役世代の平均手取り収入（ボーナス込み）に対する厚生年金＋基礎年金2人分の65歳時の年金額の比率を指す。 ● 将来世代と比較すると高い水準の所得代替率（62.7%）が、徐々に低下。 ● 名目下限措置 <small>（注）低年金者には年金生活者支援給付金による支援あり</small>
将来世代への影響（調整終了後）	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の受給世代よりも給付水準が調整された年金となるが、マクロ経済スライド調整終了後も、新規裁定者の所得代替率50%を確保。 ● マクロスライドがないため、物価・賃金変動率のみによる、より高い年金改定が行われる。 <small>（注）低年金者には年金生活者支援給付金による支援あり</small>

ただし、マクロ経済スライドで調整した結果、前年度の年金額より新しい年度の年金額が低い状態だと、年金額そのものがマイナスになり、現に

年金で暮らしている高齢者には非常に厳しい状況になることを考慮して、**マクロ経済スライドで調整した後の額が、前年度の年金額を下回らないように配慮**している。このような仕組みの結果を「**名目額の維持**」や「**名目下限の維持**」とも表現する。

名目下限措置

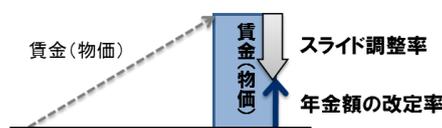
保障措置

- 前年度の年金の名目額を下回らないようにする（名目下限措置）
 - ⇒物価・賃金変動率がプラスの場合のみマクロ経済スライドを発動。
 - ⇒例えば、物価変動率が0.8%、マクロ経済スライド調整率が▲1.0%の場合、調整は0.8%分のみとして、年金額の改定率は0.0%となる。

<ある程度、賃金・物価が上昇した場合>

- 賃金や物価について、ある程度の上昇局面にあるときは、完全にスライドの自動調整が適用され、給付の伸びが抑制される。

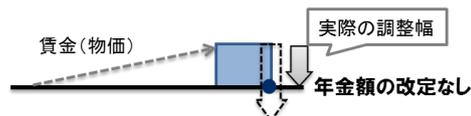
⇒ スライド調整率分の年金額調整が行われる。



<賃金・物価の伸びが小さい場合>

- 賃金や物価について伸びが小さく、スライドの自動調整を完全に適用すると、名目額が下がってしまう場合には、名目額を下限とする。

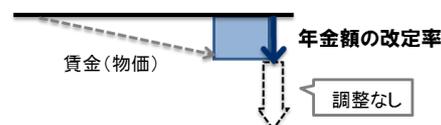
⇒ スライド調整の効果が限定的になる。



<賃金・物価が下落した場合>

- 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金・物価の下落率分は、年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わない。

⇒ スライド調整の効果がなくなる。



出典：厚生労働省

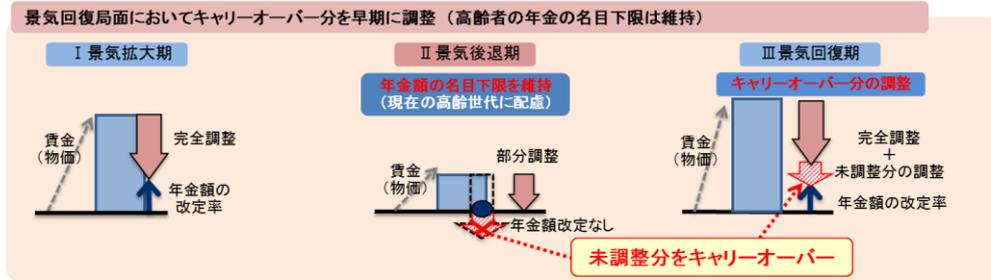
名目下限を維持しようとした結果、マクロ経済スライドの調整が行われない事態がずっと継続すると、結局のところ、孫やひ孫の世代につけを回してしまうことになる。このため、**名目下限は維持しつつも、その結果、調整しきれなかった分を、将来、経済成長などにより年金額の改定率が高くて、十分に追加して調整できるときまで持ち越して追加調整する**仕組みにしている（「**キャリーオーバー制度**」と呼ばれる）。

追加調整する場合にも「名目下限の維持」は守られるので、その隙間では調整しきれない場合も考えられる。その場合には追加調整しきれなかった分は更に持ち越され、そのまた将来の追加調整可能な改定時に追加で調整され、持ち越し分がゼロになるまで繰り返される。

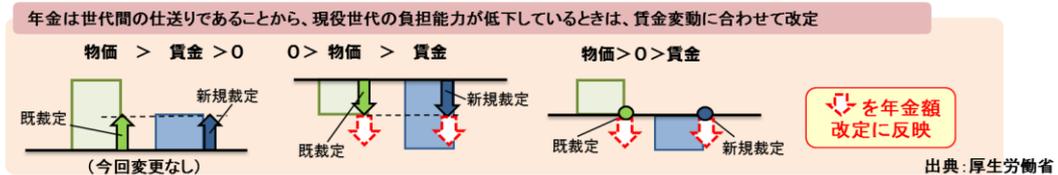
年金額の改定ルールの見直し

- 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。
- ① **マクロ経済スライド**について、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、**名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整**。【平成30年4月施行】
 - ② **賃金・物価スライド**について、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、**賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底**。【平成33年4月施行】

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）



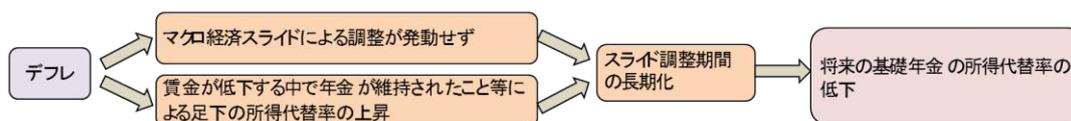
② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）



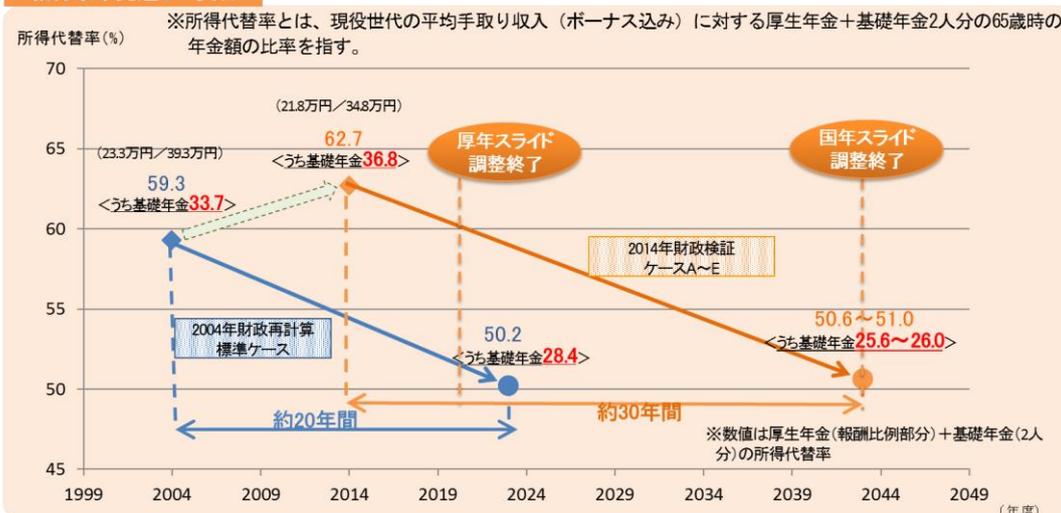
平成の後半はデフレ経済であり、マクロ経済スライドが発動しなかった。また、**実質賃金もマイナスが続いたため、実質賃金のマイナスに見合った年金額のマイナス改定を行わない現行ルール（令和2年度まで）の下、特に、将来世代の基礎年金水準が平成16（2004）年の改正時の見通しより低下する結果**となっている。

デフレが給付水準に与えた影響

出典：厚生労働省



給付水準見通しの変化



平成 30 年度にキャリーオーバー制度が導入され、令和元年度にはマクロ経済スライド調整を行い、さらに平成 30 年度分のキャリーオーバー分も解消した。令和 2 年度には初めて 2 年連続でマクロ経済スライドが発動するなど、状況は改善傾向にある。このように制度的な対応は取られてきている。後は、持続的な物価の上昇と実質賃金のプラスが期待される。

(iv) 新規裁定者の年金額の改定は賃金で行われること

以上、既に年金の受給を始めている場合（既裁定）の年金額の改定ルールを主に見てきた。65 歳に到達し初めて年金額を決める際（新規裁定時）に使う改定指標は物価ではなく賃金である。

賃金が物価より高い社会経済の状況（実質賃金がプラス）であれば、新規裁定時の年金改定率は既裁定時のものより高くなる。物価が賃金より高いとき（実質賃金がマイナスのとき）には、新規裁定と既裁定の改定率は等しくなる。

新規裁定による賃金改定は 65 歳時、66 歳時、67 歳時の 3 回行われる。68 歳時点からは既裁定となる。新規裁定に対する改定率にもマクロ経済スライド調整が行われる。

なお、所得代替率は、新規裁定者のモデル年金で計算される。

3 振り返り

- (1) 公的年金保険では、既裁定者、新規裁定者それぞれ、どのような形で年金額の実質価値を確保しようとしているか。
- (2) 「マクロ経済スライド」は何のために設けられている仕組みか。
- (3) 「マクロ経済スライド」に設けられている配慮措置とはどのようなものか。それはなぜか。
- (4) 「マクロ経済スライド」による調整を進めつつ、受給世代、現役の負担世代、未来の孫・ひ孫の世代と、多世代にわたってお互いに納得し合える年金制度としていくためには、何が必要か。